

2 具体的相続分の意味

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、

相続人が数人ある場合、各共同相続人は、相続開始の時から被相続人の権利義務を承継するが、相続開始とともに共同相続人の共有に属することとなる相続財産について・・・共有関係を協議によらずに解消するには、・・・遺産分割審判によるべきものとされており、また、その手続において基準となる相続分は、特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である（同法903条から904条の2まで）。

と判示していますが、具体的相続分とは、遺産分割の審判をする場合の基準になる、特別受益等を考慮して定められる金額のことです。

なお、ここでいう「特別受益等」というのは、上記判例も引用している民法903条から民法904条の2までに規定されたもの、すなわち、民法903条1項に規定された「遺贈」と「贈与」という特別受益のことで、民法904条の2に規定された「寄与分」のことです。

すなわち、下記の民法の条文のうち第903条は、特別受益者の相続分を定めた規定ですが、この条文で下線を引いた「相続分」というのが、特別受益者の具体的相続分のことなのです。

また、第904条の2は、寄与相続人の相続分を定めた規定ですが、この条文で下線（ただし、実線部分のみ）を引いた「相続分」というのが、寄与相続分の具体的相続分なのです。いずれも「額」で表される相続分なのです。

参照：

(特別受益者の相続分)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもつてその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

(寄与分)

第904条の2 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別

の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

つまり、具体的相続分とは、特別受益者や寄与相続人がいない場合は、法定相続分又は指定相続分で遺産額を分けたときの金額になりますが、相続人の中で、「遺贈」を受けた者や「贈与」を受けた者がいると、民法第903条1項により、その者がもらえる具体的相続分は、特別受益分だけ少なくなる（具体的相続分がゼロかマイナスの場合は、民法903条2項により遺産分割を受けることはできない。）のです。

逆に、寄与分が認められる相続人（寄与相続人）は、第904条の2により、寄与分だけ具体的相続分が多くなります。

以上を整理しますと、遺産分割で、次の相続人の具体的相続分は、本来の相続分（法定相続分又は指定相続分）を金額表示したものと比べ、

特別受益者（遺贈又は贈与を受けた相続人）は	特別受益分だけ少なくなる
寄与相続人は	寄与分だけ多くなる

ということになります。